

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 1月度)

- 1 日 時 令和6年12月26日(木)
開会：午後4時00分
閉会：午後5時00分
- 2 場 所 氷見市役所A棟2階全員協議会室
- 3 出席委員 14名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎
10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 高木 良治
14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 13番 山本 善榮
- 5 議 題 第1号議題 農地利用集積計画について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 松村 涼子
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度1月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を上野委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
であります。

□議長(会長) 本日は、山本委員の欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、宮木委員、川上委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 本件は、氷見市長より農用地利用集積計画について12月20日付けで諮問があり、本総会において審議し、決定結果を委員会から答申するものです。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積—— m^2 を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） それでは、第2号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は6件です。すべて所有権移転の設定となっています。

番号1番 ——地区です。

申請地は氷見市**——番

申請面積は、—— m^2 、地目は登記、現況が共に畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、無償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

申請地は、譲受人が十五年以上前から農地を借受けており、今後も譲渡人は、農地利用しないことから譲受者と話をし、無償贈与することで、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。

番号2番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番外*筆

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 氷見市**——番地(氏名**)から

譲受人 氷見市**——番地(氏名**)へ

譲受人の要望で、無償契約で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

申請地は、田として耕作可能な状態です。

申請地は、数十年前から譲受人が農地を管理しており、譲渡人は、高齢であり今後も農地利用しないことから譲受者と話をし、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。

番号3番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番外*筆

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 射水市**——番地(氏名**)から

譲受人 氷見市**——番地(氏名**)へ

譲渡人の要望で、無償で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

申請地は、今後も譲渡人は、市外において農地利用しないことから譲受者と話をし、無償で、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。

番号4番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 射水市**——番地(氏名**)から

譲受人 氷見市**——番地(氏名**)へ

譲渡人の要望で、無償で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

申請地は、田として耕作可能な状態です。

申請地は、今後も譲渡人は、市外において農地利用しないことから譲受者と話をし、無償で、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。

番号5番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 射水市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、無償で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—m²で、今回の申請農地——m²を取得することになります。

申請地は、田として耕作可能な状態です。

申請地は、今後も譲渡人は、市外におり農地利用しないことから譲受者と話をし、無償で、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。

番号6番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、——m²、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 射水市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、無償で所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—m²で、今回の申請農地——m²を取得することになります。

申請地は、田として耕作可能な状態です。

申請地は、今後も譲渡人は、市外におり農地利用しないことから譲受者と話をし、無償で、永続的に農地利用してもらうことで合意したものです。

以上の6件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件7件は、①全部効率利用、②常時従事、これは原則、年間150日以上農業従事日数になります、③地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 確認ですが、すべて無償譲渡ですか。

（事務局） すべてです。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に

ついて意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、7件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、4条が1件、5条が6件となっております。

番号1番 4条の案件で、地区は——です。

申請人は、氷見市**——番地 (***)

申請地は、氷見市**——番 外2筆です。

申請書において地目は登記は田、現況は田、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地です。

農地区分は第2種農地です。

・なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号2番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地 (***)

譲渡人は、氷見市**——番地 (***)

申請地は、氷見市**——番 地です。

申請書において地目は登記は田、現況は畑、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。

農地区分は第2種農地です。

番号3番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、福井県**——番地 (***)

譲渡人は、富山市**——番地 (***)

申請地は、氷見市**——番 地です。

申請書において地目は登記は田、現況は宅地、現地は宅地として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

・なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号4番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地 (***)

譲渡人は、埼玉県**——番地 (***)

申請地は、氷見市**——番 外1筆 です。

申請書において地目は登記は畑、現況は畑、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

番号5番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、高岡市**——番地 (***)

譲渡人は、氷見市**——番地 (***) 外2

申請地は、氷見市**——番 外2筆 です。

申請書において地目は登記は田と畑、現況は田と畑、現地は田と畑として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

番号6番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地 (***)

譲渡人は、氷見市**——番地 (***)

申請地は、氷見市**——番 です。

申請書において地目は登記は畑、現況は畑、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

番号7番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地 (***)

譲渡人は、氷見市**——番地 (***) 外1

申請地は、氷見市**——番 です。

申請書において地目は登記は田、現況は田、現地は田として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が工場敷地拡張、権利は所有権移転です。
農地区分は第1種農地です。

- ・引き続き、許可基準について、説明させていただきます。
- ・許可基準につきましては、

番号1、2番は、低生産性小集団農地にあり、第2種農地となりますが代替可能性勘案の必要なしのため許可となります。

番号3、4、5番は、都市計画法上の用途地域（第1種住居地域）であり第3種農地となるため原則許可となります。

番号6、7番は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地となり原則不許可ですが集落に接続しているため例外許可となります。

- ・では、今回付された案件7件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員）先般一月一日、わたしと事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件7件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』

につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会1月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月26日

議 長

署名委員

署名委員